

令和4年度

第5回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 5 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年7月19日(火)午後2時30分から午後3時55分

2 開催場所 静岡県産業経済会館3階 第1会議室

3 出席委員(16人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代

10番 小村 寿文 13番 塚本 剛弘 15番 深井 曉美

16番 堀場 正明 18番 望月 均 19番 森田 早苗

4 欠席委員 11番 佐藤 操 17番 美尾 明

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 非農地証明申請について

議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第33号 令和5年度県農業施策に関する要望事項について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第17号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定  
による届出について

報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第19号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

## 7 会議の概要

議長 　　ただ今から令和4年度第5回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、11番 佐藤 操委員、17番 美尾 明委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

5番 遠藤 公夫委員、16番 堀場 正明委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第28号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第28号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり11件でございます。

議長 　　それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　　1班です。整理番号26番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号27番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族間による贈与の所有権移転です。整理番号28番、29番は同一案件のため、合わせて説明いたします。清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転です。整理番号30番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親子間による売買の所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

1番 　　以上、職員から説明がありました5件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 　　2班です。整理番号31番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を、甥に贈与するものです。整理番号32番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を、息子に贈与するものです。整理番号33番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通

畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

2番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号34番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人と譲渡人は第三者になります。高齢のため隣接した畑の所有者に譲りたいと考え贈与の申請に及んだものです。整理番号35番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、第三者間の贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は市外に住んでいるため、姉の知人に譲りたいと考え贈与の申請に及んだものです。整理番号36番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及んだものです。

3番 以上、職員から説明がありました3件については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第28号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第28号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第29号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。こちらは、次の議案で説明させていただく、法第5条の許可申請、整理番号37番に関連した案件となります。申請事由ですが、隣接地において、長女の分家住宅建築の5条許可申請が提出されており、現在建築基準法上の接道が無い

め、道路として利用したいとの申し出があり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

2番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願

事務局 3班です。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。畑地造成の申請です。申請人は、現在農業を営んでいます。申請事由ですが、申請人は今後、田んぼを畑として利用するため、申請に及びました。農地区分は農用区域内農地で、転用期間は3か月です。盛土は高さが27cm、土砂量は810m<sup>3</sup>となります。本件において県盛土対策課にて盛土条例の適用除外であることは確認済です。造成終了後は、農地として使用する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

2番 以上、職員から説明がありました整理番号7番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を実施いたしましたので、報告します。申請人は葵区で農業を営む営農者で、田んぼを畑にしたいと考え申請に及びました。盛土については、3,000m<sup>2</sup>で高さ27cm、合計810m<sup>3</sup>で、土は市内の砕石施設から持ってきたきれいな山土を入れるとのこと

です。被害防除については隣接の田は既存見切り、住宅の境界は既存の壁があり、隣接畑の境界は申請地より高い為、各境界部分は安定勾配をつけ、道路側は道路の高さに合わせることで問題はないと思われま

す。排水については、隣接する北側の田んぼの排水は道路側の排水より高くなっているため、申請地を

通って西側に排水する仕組みになっていました。そのため、北側の田んぼから申請地にかけて、配水管を埋め、申請地の排水と一緒に、西側排水溝に流す様に設置するとのこと

です。周辺農地、住宅については説明し、全件了承済であると聞いております。申請地は、小学校、保育園が近く、施工中における登下校の際など、車両の出入りには十分注意し、安全確認をすることも確認しました。以上のことから、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

14番 北側の田んぼの排水については、大丈夫ですか。

事務局 西側に既設の排水桝あり新設でパイプを通して流すので大丈夫です。

議 長 他に発言もないようですので、議案第29号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第30号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第30号朗読】**

申請は6ページ、7ページに記載のとおり12件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号41を審議します。農業委員会等関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(一時退席)

議 長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号41番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。賃借権の設定です。申請人は、ぶどう園を営んでいる農家です。申請事由ですが、申請人がぶどう園駐車場を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地は農用地区域内農地です。転用期間は2か月間の一時転用です。転用後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。

3番 以上、職員から説明がありました整理番号41番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第30号中整理番号41について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第30号中整理番号41は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議 長            それでは、議案第30号中整理番号41を除く11件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局            1班です。整理番号30番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、市内に本社を置く建築業を営む法人です。申請事由ですが、現在、国道362号線沿いを使用しておりますが、事業の規模拡大に伴い手狭になってきたため、隣接地の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号31番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は、市内に本社を置く建築業を営む法人です。申請事由ですが、公共工事に伴い工事用仮設休憩所、仮設トイレ等確保したく所有者に相談したところ、話しがまとまり一時転用の申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は、9カ月です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号32番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、既存宅地と母親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号33番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、高齢の母親の介護を考え、兄所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号34番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、義父所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号35番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請者は、市内に本社を置く運転代行業及び介護事業を営む法人です。申請事由ですが、

既存宅地と道路の間に申請地があり、一体利用したいため、所有者に相談したところ、話しがまとまりの申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま

- 1 番 以上、職員から説明がありました整理番号31番から35番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号30番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を実施しましたので報告いたします。はじめに、会社の事業・業務内容について確認しました。平成4年の設立から建設業・運送業を営んでおります。施設としては、市内の本社事務所で業務を行っており、従業員数は、28名ほどです。機材倉庫・重機置場が新聞にあり、発生土置場が市内にあります。申請の経緯ですが、現在、建設業を主な生業とし、それに伴う土砂運搬や重機運搬の運送業を行っていますが、事業規模の拡大により作業車両の駐車場とその他各重機と車両の装備品の資機材の置場を取得したいため申請に至ったそうです。転用後の利用計画ですが、土盛り等はなく、トラック7台、大型2台、重機8台を置く予定であり、市内の重機・資材置場を廃止し、申請地に集約いたします。水路には、ボックスカルバートで通行路を確保する予定です。周囲の所有者には、直接説明し承諾を得ており、夜間の運行の際は、事前連絡していくそうです。被害防除の点については、フェンス設置をするとのこと。聞き取り終了後には誓約書も、頂いております。以上の事から、整理番号30番についても、1班としては許可相当と判断しました。ご審議、よろしくお願

- 事務局 2班です。整理番号36番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、申請者は自営で解体業を営んでいます。市内にある解体業者に勤めていましたが、独立したため、資材置場やトラック駐車場、従業員駐車場が必要となり探していたところ、所有者と話しがまとまり、申請に及びました。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われま
- 整理番号37番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請人は出産を控えており、現在の賃貸アパートでは手狭となるため、父の土地に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。こちらがひとつ前の議案で説明させていただいた、法第4条の許可申請、整理番号6番で説明させていただいた、公衆用道路の隣接地となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代



替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号38番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請人は、建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は現在借りている資材置場・駐車場の契約が終了となるため、移転先を探していたところ、土地所有者と話がまとまり、申請及びました。農地区分は、第2種農地となります。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

2番

以上、職員から説明がありました整理番号36番、37番につきましては、2班としては許可相当と判断しました。整理番号38番の案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。申請人は配管工事などの設備業や建築業を営む法人で、市内に事業所兼自宅があり、申請地と事業所は隣接しております。整理番号38番の申請経緯としましては、現在借りている資材置場、駐車場の契約が終了となるため、移転先を探していたところ所有者と話がまとまり、申請に及びました。転用後は建設重機や小型のダンプ、トラックを駐車予定であり、従業員駐車場としても利用予定です。また配管用パイプなどの建築資材置場としても利用予定とのことです。農地を含む隣接地の所有者には事前説明を行い、了承を得ております。転用計画を確認したところ、転圧し、土地の高さを下げ、砕石敷とし、道路との境界にはトタン塀を設置します。出入り口には鉄製門を設置し、使用時以外は施錠をします。騒音対策についても確認しましたが、大型重機の使用はなく、利用時間も午前8時から午後5時に限定するとのことでした。また、水の使用はなく、雨水は自然浸透です。しかし、転圧をかける関係で、水はけが悪くなるなどの問題が確認された場合には、対策を取るとの旨を申請人に確認しました。以上のことから、整理番号38番について、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号39番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は畑です。売買による所有権の移転です。申請人は造園、植木の栽培、販売を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は花木の販売店舗を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第三種農地です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号40番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は畑です。賃借権の設定です。申請人は、土木・建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、今後の事業拡大のため

資材置場を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は第三種農地です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。

3番 ただ今、事務局から説明のありました2件について、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 整理番号30番について、お聞きします。西側の土地について、飛び地のように思えるが通路は確保出来ているのか。周囲の方々には、説明は出来ているのか。

事務局 西側の土地については、水路を挟んでいるためボックスカルバートを入れ4mほどの通路を確保します。南側の通路は、使用しません。周囲の方々は、2件ありますが、1件は住んでおらず、もう1件については、説明済みです。道を挟んだ住宅には、説明はしてありますが、深夜の運行については、事前に連絡をするそうです。

7番 整理番号38番について、バス停の横に壁を造る予定のようだが、バス停で待つ人たちの邪魔にならないのか。

事務局 そもそもバス停の待合のスペースがなく、バス停付近に出入り口を作らないよう注意してあります。

12番 整理番号30番、38番について、許可後に部農会、町内会等に説明をするようなことでしたが、事前説明はしていないのか。

事務局 近隣住民には、説明をしておりますが、今後このようなことがないように注意します。

12番 整理番号39番、40番について、第3種農地の根拠を説明願います。

事務局 新静岡インター出入口、300m以内の要件に該当するため、第3種農地に該当します。

議長 他に発言もないようですので、議案第30号中整理番号41を除く11件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第30号中整理番号41を除く11件について、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案30号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第31号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり3件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号12番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、農家住宅を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地該当します。令和4年6月23日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査等を行い、確認をしていただきました。

1番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号13番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和39年に、現在の所有者の夫が工場を建築し、現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年6月24日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査等を確認していただきました。

2番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号14番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、道路です。こちらの案件ですが、昭和43年、現在の所有者の父が居宅を建築し同時に進入路として利用され現在に至ります。証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和4年6月30日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査、航空写真等を確認していただきました。

3番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案第31号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第31号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第31号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第32号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第32号朗読】**

申出は11ページに記載のとおり5件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号17です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。6月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号18です。こちらの生産緑地2筆は、平成20年及び平成25年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。6月30日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号19です。こちらの生産緑地は平成19年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約240日農業に従事していました。7月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号20です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。6月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号21です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。7月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第32号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第32号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第33号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第33号朗読】**

内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 令和5年度県農業施策に関する要望事項につきましては、来月の8月5日(金)が県農業会議への提出期限となっております。それに伴いまして、先月の6月24日(金)に、第2回農政対策委員会において、具体的な意見と、要望事項を検討しました。詳細につきましては、農政対策委員会の副委員長より、ご説明いただきます。それでは、副委員長、よろしく願いいたします。

副委員長 令和5年度県農業施策に関する要望事項の案につきましては、1件の意見と2件の要望として集約しました。議案書の13ページをご覧ください。半農半X等多様

な担い手に係る対応については、国において、半農半Xの要件・定義を確立し、広く一般に浸透させるためのPRを実施するとともに、農業委員会、農政に携わる地方自治体向けに、農地取得に係る適否判断のためのガイドライン、運用マニュアルを早急に作成し提示するよう要請して頂きたい。あわせて、静岡県としての対応方針も併せて示して頂きたい。という内容にまとめました。議案書の14ページをご覧ください。モデル地区の目標地図作成に関する情報の共有については、各市町のモデル区域の作成手順等について事例としてとりまとめる方針は示されているが、全区域の地域計画作成事務を円滑に進める上で、大いに参考になるため、事例集としての、とりまとめの他、事例発表会等を通し、モデル区域の作成経緯に係る情報はぜひ共有化をお願いする。あわせて、現時点で整備中の国のデジタル地図については、令和5年度から6年度の全区域の地域計画作成時には、使用可能となるよう国に要請して頂きたい。という内容にまとめました。議案書の15ページをご覧ください。燃油・肥料等の価格高騰対策については、国に対し、燃油の価格補填に止まらず、肥料等生産資材全般において、価格補填が行われる対策の実施を要望して頂くとともに、県に対しては、試験場、民間企業等と連携し、主要な県産品の低コスト生産技術を確立し、その技術の普及指導を要望する。という内容にまとめました。また、検討事項の中で出ました都市農地の維持や有害鳥獣対策の強化等につきましては、9月26日に提出予定の市への要望書に、どのように盛り込むかを今後、農政対策委員会において検討していきたいと考えております。

議長 ただいまの議案第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 他に発言もないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第33号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第16号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第16号朗読】**

通知は17ページ、18ページの10件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 整理番号25番については、耕作者が交代するため、合意解約しました。整理番号26番と27番・28番は同一の案件です。賃貸借から使用貸借へ切り替えるた

め、合意解約しました。整理番号29番と30番は同一の案件です。耕作者が傷病により急傾斜の農作業が困難となったため返還するとのことで、合意解約しました。整理番号31番と32番は同一の案件です。所有権移転を行うため、合意解約しました。整理番号33番については、賃借人が高齢となり耕作できず、経営規模を縮小するため、合意解約しました。整理番号34番についても、賃借人が高齢となり耕作できず、経営規模を縮小するため、合意解約しました。

議長 長 ただいまの報告第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第16号を終わります。  
次に、報告第17号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第17号朗読】**

届出は20ページから28ページの83件がございました。その内訳は、4条の転用が25件、5条の転用が58件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が51件、賃借権設定が2件、使用貸借による権利の設定が5件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第17号を終わります。  
次に、報告第18号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第18号朗読】**

届出は30ページから32ページの36件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第18号を終わります。  
次に、報告第19号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第19号朗読】**

届出は35ページの1件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 長 ただいまの報告第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第19号を終わります。  
次に、報告第20号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第20号朗読】**

届出は36ページの1件がございました。いずれも内容については記載のとおり  
でございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第20号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第5回総会を閉会いたします。